別表第１(法規文の公文例式)

１　条例

（１）例式

　　ア　新制定の場合

（ア）本則に条を置くとき　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１)

（イ）本則に条を置かないとき　　　　　　　　　　　　　(例式第２)

　　イ　全部改正の場合

　　（ア）新制定の場合の例により行い、附則で旧条例を廃止する旨定める。

　　（イ）題名の次に全部改正の柱書きを付する。この場合は附則に旧条例を廃

止する規定は必要でない。その他は、新制定の場合の例による。

　　ウ　一部改正の場合

　　（ア）一の条例の一部を改正するとき　　　　　　　　　　(例式第３)

　　（イ）二以上の条例の一部を一の条例で改正するとき　　　(例式第４)

　　エ　廃止の場合

　　（ア）一の条例を廃止するとき　　　　　　　　　　　　　(例式第５)

　　（イ）二以上の条例を一の条例で廃止するとき　　　　　 （例式第６)

（２）目次の例式

（３）条文の改正等の形式　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第７)

　　ア　条文を改正する場合

　　（ア）条の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第８)

　　（イ）項の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第９)

　　（ウ）号の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１０)

　　（エ）ただし書の改正　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１１)

　　（オ）題名の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１２)

　　（カ）見出しの改正　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１３)

　　（キ）字句の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１４)

　　（ク）別表又は様式の改正　　　　　　　　　　　　　　(例式第１５)

　　イ　条文の追加

　　（ア）条の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１６)

　　（イ）項の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１７)

　　（ウ）号の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１８)

　　（エ）各項に後段の追加　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１９)

　　（オ）ただし書の追加　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２０)

　　（カ）見出しの追加　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２１)

　　（キ）字句の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２２)

　　（ク）別表又は様式の追加　　　　　　　　　　　　　　(例式第２３)

　　ウ　条文の削除

　　（ア）条の削除　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２４)

　　（イ）項の削除　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２５)

　　（ウ）号の削除　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 (例式第２６)

（エ）各項中の後段、ただし書、見出し又は字句の削除　(例式第２７)

　　（オ）別表又は様式の削除　　　　　　　　　　 　　 (例式第２８)

　　エ　附則の規定形式

　　（ア）当該条例の施行期日に関する規定　　　　 　　　 (例式第２９)

　　（イ）既存の条例の廃止に関する規定　　　　　　　　 (例式第３０)

　　（ウ）当該条例の施行に伴う経過措置に関する規定　　　(例式第３１)

　　（エ）他の条例の改正に関する規定　　　　　　　　　 (例式第３２)

　　（オ）当該条例の有効期間に関する規定　　　　 　　　 (例式第３３)

２　規則及び規程

　　条例の例による。

　例式第１(新制定・本則に条を置くとき)

|  |
| --- |
| 相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例をここに公布する。  　　　③  　　　（元号）何年何月何日  　②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例  　　②  　　(何々)  第１条　⑤  　第１条　何々○○○○  ①　③  　２　何々○○○  ② ④  　 (１) 何々○○○  　　　　④　⑥  　　　　附則  ①　③  　１　この条例は、（元号）何年何月何日(公布の日)から施行する。  　①　③  　２　○○○ |

　注　①②等の表示は、上方にあってては第一字目、第二字目から記載することを、下方にあっては末字目から第何字目であるかを示す。以下同じ。

例式第２(新制定・本則に条を置かないとき)

|  |
| --- |
| 相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例をここに公布する。  　 　③  　　　（元号）何年何月何日  　②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例  　　②  　　何々○○○○  　①  　○○○○○○  　　　　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日(公布の日)から施行する。 |

例式第３(一部改正・一の条例の一部を改正するとき)

|  |
| --- |
| ①  　相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例の一部を改正する条例をここに公布する。  　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例の一部を改正する条例  　　②  　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)の一部を次のように改正する。  　　②  　　何々○○○○  　①  　○○○○○  　　②  　　何々○○○  　　　　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日(公布の日)から施行する。 |

例式第４(一部改正・二以上の条例の一部を一の条例で改正するとき)

|  |
| --- |
| ①  　相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  　 　　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例等の一部を改正する条例  　　　③  　　　(何々条例の一部改正)  ①　　　⑤  　第１条　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)の一部を次のように改正する。  　　　③  　　　第何条中「何々」を「何々」に改める。  　　　③  　　　(何々条例の一部改正)  　①　　　⑤  　第２条　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)の一部を次のように改正する。  　　　③  　　　第何条中「何々」を「何々」に、「何」を「何」に改め、同条の次に次の一条を加える。  　　②  　　第何条の２　何々○○○  　　　　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日(公布の日)から施行する。 |

　例式第５(廃止・一の条例の廃止)

|  |
| --- |
| ①  　相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例を廃止する条例をここに公布する。  　 　　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例を廃止する条例  　　②  　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)は、廃止する。  　　　　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日(公布の日)から施行する。 |

例式第６(廃止・二以上の条例を一の条例で廃止するとき)

|  |
| --- |
| ①  　相馬地方広域水道企業団条例第何号  　　②  　　何々条例等を廃止する条例をここに公布する。  　　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　　　　名  　　　　④  　　　　何々条例等を廃止する条例  　　②  　　次に掲げる条例は、廃止する。  　　②  　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)  　　②  　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)  　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日から施行する。 |

例式第７(目次)

|  |
| --- |
| ④  　　　　何々条例  　①  　目次  　　②　　　⑥  　　第１章　何々(第何条―第何条)  　　　③　　　⑦  　　　第１節　何々(第何条―第何条)  　　　　④　　　⑧  　　　　第１款　何々(第何条―第何条)  　　　③　　　⑦  　　　第２節　何々(第何条―第何条)  　　②　　　⑥  　　第２章　何々(第何条―第何条)  　　②  　　附則  　　②  　　(何々)  　①　　　⑤  　第１条　何々○○○ |

例式第８(改正・条の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条を次のように改める。  　①　　　⑤  　第何条　何々  　又は  　　②  　　第何条から第何条までを次のように改める。  　①  　第何条　何々○○○  　①  　第何条　何々○○○  　①  　第何条　何々○○○ |

　例式第９(改正・項の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条中第何項を次のように改める。  　　　③  　　　何々○○○  　又は  　①　③  　２　何々○○○  　　②  　　○○○ |

例式第１０(改正・号の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項)中第何号を次のように改める。  　　②　④  　　２　何々○○○  　又は  　　②  　　第何条(第何項)中第何号から第何号までを次のように改める。    ②　④  　　２　何々○○○  　　②　④  　　３　何々○○○  　　　　③  　　　　○○○ |

例式第１１(改正・ただし書の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項)(第何号)ただし書を次のように改める。  　　　③  　　　ただし、○○○  　　②  　　○○○ |

例式第１２(改正・題名の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　題名を次のように改める。  　　　　④  　　　　何々条例 |

例式第１３(改正・見出しの改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条の見出しを「(何々)」に改める。  　又は  　　②  　　第何条の見出し中を「何々」を「何々」に改める。 |

例式第１４(改正・字句の改正)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項、第何号、本文、ただし書、各号列記以外の部分)中    　①  　「何々」を「何々」に、「何々」を「何々」に改める。  　又は  　　②  　　第何条から第何条までの中「何々」を「何々」に改める。  　又は  　　②  　　(何々条例)本則(附則、別表、様式)中「何々」を｢何々」  　①  　に、「何々」を「何々」に改める。 |

例式第１５(改正・別表又は様式の改正)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ②  　　様式第何号(別表第何)を次のように改める。  　①  　様式第何号(別表第何) | | |
|  | ○○○○ |  |
|  | | |

例式第１６(追加・条の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条の次に次の一条(二条)を加える。  　①　　　⑤  　第何条　何々○○○  　又は  　　②  　　第何条の次に次の一条を加える。  　①　　　　　⑦  　第何条の２　何々○○○  　又は  　　②  　　第何条を第何条とし、第何条から第何条までを一条ずつ繰り下げ、同条  　　②  　　の次に次の一条を加える。  　①  　第何条　何々○○○ |

例式第１７(追加・項の追加)

|  |
| --- |
| （その一）  　　②  　　第何条に次の一項を加える。  　①　③  　３　何々○○○    （その二）  　　②  　　第何条中第何項を第何項とし、第何項から第何項までを一項ずつ繰り下げ、第何項の次に次の一項を加える。  　①　③  　２　何々○○○  　　②  　　○○○  注  一　（その一）は、条の最終項の次に加える場合に用いる。  二　（その二）は、条の最終項を繰り下げ、以下順次繰り下げて加える場合に用いる。 |

例式第１８(追加・号の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項中)第何号の次に次の一号を加える。  　　②　④  　　２　何々○○○  　又は  　　②  　　第何条(第何項)中「何々」を｢何々」に改め、同条(同条同項)に次の二号  　①  　を加える。  　　②　④  　　１　何々○○○  　　②　④  　　２　何々○○○  　又は  　　②第何条  　　第何条(第何項)中第何号を第何号とし、第何号から第何号までを二号ず  　①  　つ繰り下げ、第何号の次に次の二項を加える。  　　②　④  　　３　何々○○○  　　②　④  　　４　何々○○○ |

　例式第１９(追加・後段の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項)に後段として次のように加える。  　①  　何々○○○ |

　例式第２０(追加・ただし書の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項第何号)に次のただし書を加える。  　①  　ただし、○○○ |

　例式第２１(追加・見出しの追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条に見出しとして次のように加える。  　　②  　　(何々) |

　例式第２２(追加・字句の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項、第何号、各号別記以外の部分、ただし書、後段等)中「何々」  　①  　の下(上、前、次)に「何々」を｢何」の下に「何」を加える。 |

　例式第２３(追加・別表又は様式の追加)

|  |
| --- |
| ②  　　附則の次に別表として次のように加える。  　又は  　　②  　　附則(別表)の次に、次の二様式を加える。  　①  　第１号様式  　又は  　　②  　　別表第２の次に次のように加える。  　①  　別表第３  　又は  　　②  　　様式第何号を様式第何号とし、様式第何号から第何号様  　①  　式までを一号ずつ繰り下げ、様式第何号の次に次の一様式  　を加える。  　①  　第５号様式 |

　例式第２４(削除・条の削除)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条を次のように改める。  　①  　第何条　削除  　又は  　　②  　　第何条から第何条までを次のように改める。  　①　　　　　　　　　　⑫  　第何条から第何条まで　削除  　又は  　　②  　 第何条(第何条から第何条まで、第何条及び第何条)を削る。  　又は  　　②  　　第何条から第何条までを削り、第何条までを第何条とし、第何条から  　①  　第何条までを何条ずつ繰り上げる。 |

　例式第２５(削除・項の削除)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条中第何項(第何項から第何項まで、第何項及び第何項)を削る。  　又は  　　②  　　第何条中第何項(第何項から第何項まで)を削り、第何項を第何項とし、  　①  　第何項から第何項までを何項ずつ繰り上げる。 |

　例式第２６(削除・号の削除)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項)中第何号(第何号から第何号まで)を次のように改める。  　　②　④  　　三　削除  　又は  　　②　　　　　　⑨  　　三から五まで　削除  　又は  　　②  　　第何条(第何項)中第何号(第何号から第何号まで)を削り、第何号を第何  　①  　号とし第何号から第何号までを何号ずつ繰り上げる。 |

　例式第２７(削除・後段等の削除)

|  |
| --- |
| ②  　　第何条(第何項第何号)中後段(ただし書、見出し、「何々」等)を削る。 |

　例式第２８(削除・別表又は様式の削除)

|  |
| --- |
| ②  　　別表(様式)を削る。  　又は  　　②  　　別表何(様式第何号)を次のように改める。  　①  　別表何　削除  　又は  　　②  　　別表何(様式第何号)を削り、別表何(様式様式第何号) を別表何(様式第  　①  　何号から別表何(様式第何号)までを何号ずつ繰り上げる。 |

　例式第２９(附則・施行期日)

|  |
| --- |
| その一(即日施行のとき)  　　②  　　この条例は、公布の日から施行する。  　その二(一定期間を置くとき)  　　②  　　この条例は、公布の日から起算して何月(何日)を経過した日から施行する。  　その三(一定期間を置くとき)  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日から施行する。  　その四(一定期間を置くとき)  　　②  　　この条例の施行期日は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で、  　①  　規則で定める。  　その五(特定事実の発生にかからせるとき)  　　②  　　この条例は、何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)  　①  の施行の日から施行する。 |
| その六(遡及適用するとき)  　　②  　　この条例は、公布の日から施行し、（元号）何年何月何日かから適用する。  　その七(各規定について施行期日を異にするとき)  　　②  　　この条例は、（元号）何年何月何日から施行する。ただし、第何条(第何条  　①  　から第何条まで)及び第何条の規定は公布の日から、第何条の規定は（元号）  　何年何月何日から施行する。  　その八(各規定について施行期日を異にするとき)  　　②  　　この条例の施行期日は、各規定について規則で定める。ただし、その期日  　①  　は、（元号）何年何月何日以後であつてはならない。 |

例式第３０(附則・既存の条例の廃止)

|  |
| --- |
| ①　③  　２　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)は、廃止する。  　又は  　①　③  　２　次に掲げる条例は、廃止する。  ③  　　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)  ③  　　　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号) |

例式第３１(附則・経過措置)

|  |
| --- |
| ①　③  ３　この条例の施行前に何々した何々についてはなお、従前の  　②  　　例による。  　又は  　①　③  　３　この条例の施行の際現に何々であるものは、この条例の施  　　②  　　行の日から何日を限りこの条例第何条の規定による何々とみなす。  又は  　①　③  　３　この条例の施行の際現に何々している何々については、  　　②  　　なお、当分の間、この条例第何条の規定による何々として、何々することができる。 |

例式第３２(附則・他の条例の一部改正)

|  |
| --- |
| ①　③  　２　何々条例(（元号）何年相馬地方広域水道企業団条例第何号)の一部を  　　②  　　次のように改正する。  　　　③  　　　第何条中「何々」を「何々」に改める。  　　　③  　　　第何条を次のように改める。  　　②　　　⑥  　　第何条　何々○○○ |

　例式第３３(附則・有効期間)

|  |
| --- |
| ①　③  　５　この条例は、（元号）何年何月何日限りその効力を失う。  　又は  　①　③  　５　この条例は、（元号）何年何月何日までその効力を有する。 |